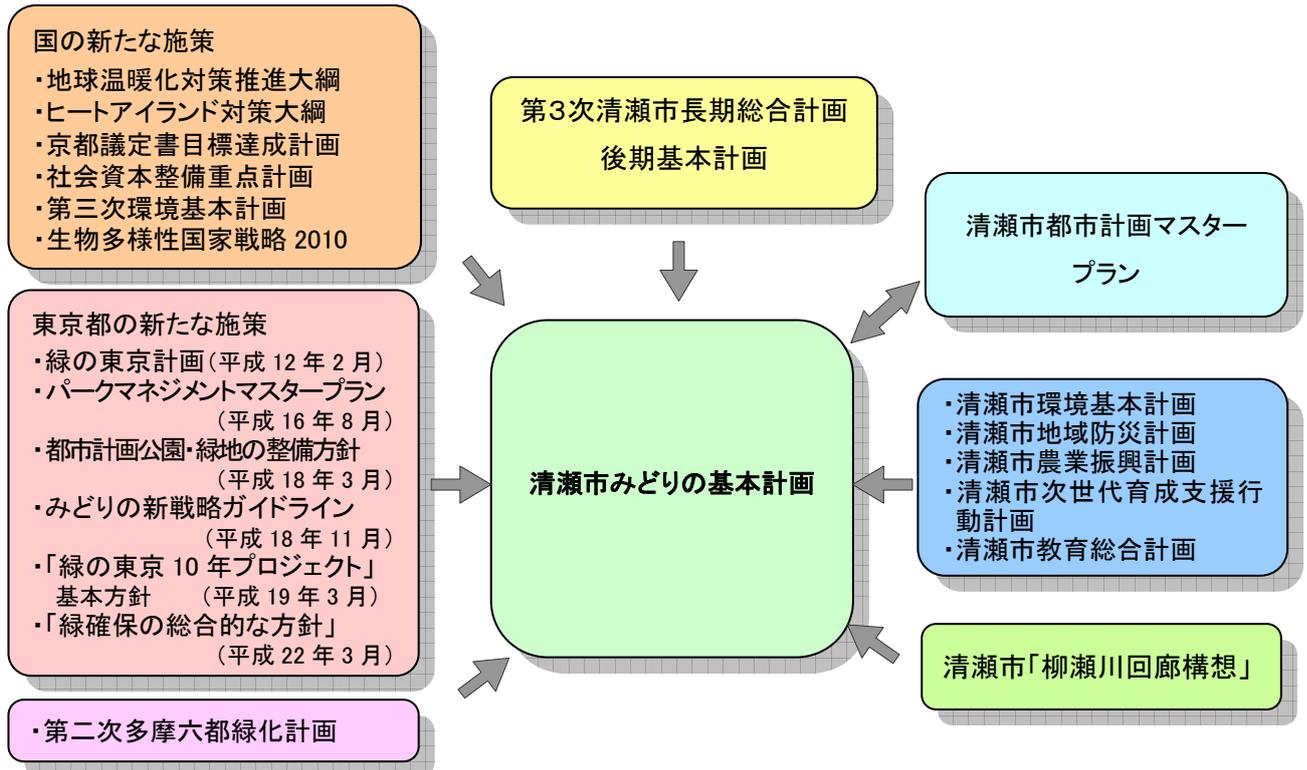


第1章 計画の位置づけ

1. 「清瀬市みどりの基本計画」の位置づけ

清瀬市みどりの基本計画は、都市緑地法第4条第1項の規定により、市が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として位置づけられます。また、清瀬市の将来都市像「羽ばたけ未来へ みどり豊かな文化都市」の実現化に向けて、みどりに関する総合的な役割を担います。更に第3次清瀬市長期総合計画、清瀬市都市計画マスタープランにおける「水と緑と公園の整備方針」の部門計画としての性格を持っています。



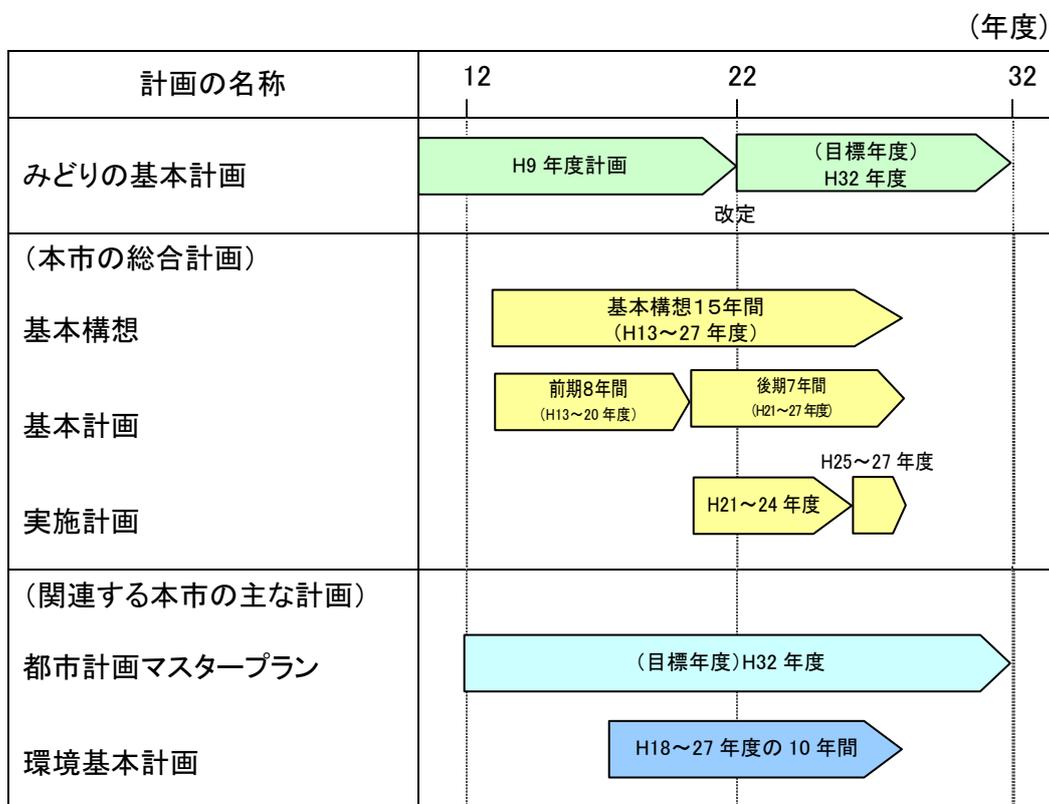
みどりの基本計画の位置づけ

〈改定に向けた基本的考え方〉

- 1) 現在のみどりの現況を把握し、現行の基本計画策定時からの経年変化を把握します。
- 2) 東京都策定の「みどりの新戦略ガイドライン」「緑確保の総合的な方針(平成22年3月東京都公表)」及び「清瀬市都市計画マスタープラン」「清瀬市環境基本計画」等の関連計画と連携します。
- 3) 現行の緑地の確保方針、緑化の方針の評価及び施策の検証を行い、みどりの創出と保全を柱とする新しい方針を策定します。

2. 計画の目標年次

改定後のみどりの基本計画の目標年次は、平成 32 年度とします。(平成 23 年度～32 年度の 10 年間)



清瀬市の関連計画の目標年度